

熊本市公報

第 1464 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市防災基本条例（第 33 号）	643
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 34 号）	650
○熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（第 35 号）	651
○熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例（第 36 号）	664
○熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第 37 号）	666
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（第 38 号）	675
○熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第 39 号）	676
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第 40 号）	681
○公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第 41 号）	683
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 42 号）	684
○熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第 43 号）	690
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 44 号）	691
○熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（第 45 号）	696
○熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 46 号）	697
○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例（第 47 号）	699
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 48 号）	700
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（第 49 号）	702
○熊本市景観審議会条例の一部を改正する条例（第 50 号）	704
○熊本市営住宅条例の一部を改正する条例（第 51 号）	705
○熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 52 号）	707
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第 53 号）	709

規 則

○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 49 号）	710
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第 50 号）	712
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第 51 号）	715
○熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則（第 52 号）	716
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第 53 号）	717

訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 6 号）	718
---------------------------------------	-----

公 告

○空家等対策の推進に関する特別措置法に係る公告について（第 682 号） 719

条 例

条 例 第 33 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市防災基本条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市防災基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 自助、共助及び公助（第 4 条—第 10 条）

第 3 章 情報の収集、分析及び発信（第 11 条）

第 4 章 多様性の尊重（第 12 条）

第 5 章 復旧及び復興（第 13 条）

第 6 章 災害の教訓等の伝承（第 14 条—第 16 条）

附則

本市は、これまで、水害、台風及び地震等の自然の脅威によって、市民生活や都市基盤、過去からの貴重な遺産等が甚大な被害を受けてきた。特に、平成 28 年熊本地震では、我が国観測史上初となる 2 度にわたる大規模な地震により、多くのかけがえない生命が失われ、甚大な被害をもたらした。

その中で、私たちは、互いに支え合いながら復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、教訓を得、これを後世に伝えていき、災害に備えることの大切さを痛感した。

私たちは、これまでの災害の経験を生かして、あらゆる災害から市民の生命、身体、財産、そして暮らしを守るため、協働の精神で、平時から防災活動に取り組み、それを次の世代に伝えていくことで、誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強い

まちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るために、防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにするとともに、防災に関する意識の醸成を図ることにより、地域防災力の最大化を図り、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、噴火その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 地域防災力 住民一人一人が自ら行う防災活動、地域の防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人をいう。
- (6) 地域の防災組織 校区防災連絡会（熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。）、避難所運営委員会（指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）の開設及び運営並びに運営の規準の策定を行う組織をいう。）及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）をいう。
- (7) 避難所 居住等の場所から一時的に避難した市民等を必要な期間滞在させ、又

は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つものをいう。

(8) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。

(9) 避難行動要支援者 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行われなければならない。

2 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び教訓（以下「災害の教訓等」という。）を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していかなければならない。

第2章 自助、共助及び公助

(市民の役割)

第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。

(1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時において自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。

(2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得し、家族と共有するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。

(3) ハザードマップ（災害の範囲、程度等の予測を示す地図をいう。以下同じ。）等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための行動を迅速かつ適切にできるよう備えること。

(4) 災害発生時には、近隣の者の間において助け合うこと。

(5) 災害発生時には、ボランティア等の多様な支援の選択肢があることを理

解し、その活用を検討し、自らの暮らしの再建に生かすこと。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時における避難行動、安否の確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (2) 災害発生時においては、自らの能力を活用して、市民等の安全に貢献すること。
- (3) 平時から地域における防災の取組に協力すること。
- (4) 市が実施する防災に関する施策に協力すること。
- (5) 従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。

(地域の防災組織の役割)

第6条 地域の防災組織は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) ハザードマップ等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、必要な資機材の準備及び訓練を実施すること。
- (2) 地域の特性に応じて、平時から住民との連携を深め、地域の住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進すること。
- (3) 災害発生時においては、市その他関係機関と連携し、災害に関する情報の収集及び伝達、初期消火、救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援等の復旧に向けた活動を推進すること。

(市の役割)

第7条 市は、第1条の目的を達成するため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、関係機関及びボランティア団体との間において、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。
- 3 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。
- 4 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。
- 5 市は、他の地方公共団体との間において、災害発生時における応援及び協力を相

互に行う体制を構築するよう努めるものとする。

- 6 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。
- 7 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民等の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。
- 8 市は、研修、防災訓練等により、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。
- 9 市は、災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能の強化に努めなければならない。
- 10 市は、複合災害（複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）その他の防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めなければならない。

（避難所の運営等）

第8条 市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は、平時から連携を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所の運営を行うものとする。

- 2 市は、市民及び地域の防災組織が適切に避難所を運営できるよう、運営に係る物資の準備、平時の訓練その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、それぞれの避難者の状況に応じた必要な支援に取り組むものとする。
- 4 市は、事業者及び地域の防災組織と協力し、車中泊避難者、在宅避難者等の把握に努め、必要な支援に取り組むものとする。

（帰宅困難者に係る対策）

第9条 市民は、自ら及びその家族が帰宅困難者となった場合に備え、安否の確認方法の取決めその他必要な準備を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合に備え、その滞在のために必要な物資等の備蓄その他必要な準備を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。

（避難行動要支援者への支援）

第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）が円滑に行われるための仕組みを構築しなければならない。

2 市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理をするとともに、これを避難支援等に関わる地域団体（町内自治会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）その他関係機関と共有するよう努めなければならない。

3 市は、避難行動要支援者及びその家族等（以下「避難行動要支援者等」という。）が避難支援等の取組に対する理解を深めることができるようにするとともに、避難行動要支援者等と避難支援等に関わる地域団体、医療又は福祉に関する団体その他関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。

4 避難支援等に関わる地域団体その他関係機関は、平時から地域活動等を通じて、避難行動要支援者の避難を支援するために必要な情報を収集し、その支援につながるよう努めるものとする。

第3章 情報の収集、分析及び発信

（正確な情報の発信等）

第11条 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、市民、事業者及び地域の防災組織が早めの避難その他の適切な行動がとれるよう、防災に関する情報を正確かつ迅速に発信するとともに、当該情報を取得できる環境を整備しなければならない。

2 市は、前項に規定する情報の発信に当たっては、災害発生時に錯綜する情報を適切に整理し、これを分析することにより、情報の正確性を確保しなければならない。

3 市民、事業者及び地域の防災組織は、災害発生時には正確な情報を収集し、これに基づき行動するよう努めるものとする。

第4章 多様性の尊重

第12条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

第5章 復旧及び復興

第13条 市は、災害による被害を受けたときは、被害を受けた地域の速やかな復旧を実施しなければならない。

- 2 市は、前項の復旧に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と連携するものとする。
- 3 市は、必要に応じ、被災者の住宅、健康その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の支援に取り組むものとする。
- 4 市は、災害により本市の区域に甚大な被害が生じ、本市の市民生活、経済活動等の活力が低下している場合は、前3項に規定する復旧の取組に加え、市民、事業者及び地域の防災組織と協働し、当該活力を取り戻すための各種施策（以下「復興施策」という。）の実施に努めなければならない。
- 5 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、復興施策の実施の過程において得た知見、能力等を平時のまちづくりの取組に生かすよう努めるものとする。

第6章 災害の教訓等の伝承

（災害の教訓等の活用等）

第14条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、その実施する防災の取組に災害の教訓等を積極的に活用するよう努めなければならない。

- 2 市は、災害の教訓等を次の世代に伝承していくため、災害の教訓等に関する資料を保存するものとする。
- 3 市は、災害の教訓等を広く発信し、他の地方公共団体の防災に貢献するよう努めるものとする。

（防災教育）

第15条 市、市民、事業者及び地域団体は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。

- 2 子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮するものとする。

（熊本地震の日）

第16条 市は、平成28年熊本地震を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を熊本地震の日と定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

条 例 第 3 4 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表5の表に次のように加える。

15	熊本市部活動改革検討 委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
----	-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 3 5 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例

(熊本市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、ただし書を削る。

第4条第1項を次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、

当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものについては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師及び歯科医師の職を除く。）とする。

- (1) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第24条第1項に規定する職
- (2) 熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第19号）第3条の2に規定する職
- (3) 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第9条第1項に規定する職
- (4) 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第50号）第4条に規定する職
- (5) 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年条例第116号）第4条に規定する職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号の標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督

職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を

更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を

得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

- 6 熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年条例第 3 5 号。次項において「令和 4 年改正条例」という。）第 1 条の規定による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員については、前項の規定は、適用しない。

（年齢 6 0 年に達する日以後の任用、給料等に関する情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和 4 年改正条例第 1 条の規定による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用されたもの（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 6 0 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（熊本市職員の再任用に関する条例の廃止）

- 第 2 条 熊本市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、附則第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（第1条の規定による改正後の熊本市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、第1条の規定による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、旧条例第3条に規定する定年）に達しているもの（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあるものであつて当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定に

より採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第 5 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条及び第 4 条の規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超えるものとする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準

日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1

号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「掲げる職員」の次に「及び第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

(熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、前条の規定による改正後の熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

条 例 第 3 6 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和 2 8 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「定めて、給料の月額」を「定めて、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改め、「加算した額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「これに相当する額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「管理職手当の支給を受ける職員」の次に「（以下この条において「管理職手当受給職員」という。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の 1 0 分の 1（現に管理職手当受給職員である者に係る減給にあっては、5 分の 1）に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。
附則に次の 1 項を加える。

（6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員に係る降任又は降給に関する手続の特例）

- 7 第 1 0 条第 1 項の規定は、法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による降任又は熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第 2 3 項若しくは熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第 1 4 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該降任又は降給をする職員に対し、当該降任又は降給をすることとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例第37号

令和4年9月30日

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務に服することを要する者（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員をいう。以下同じ。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下）」を「次に掲げる職員以外の職員（この項を除き、以下単に）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項の特別職に属する職員
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員
- (3) 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に掲げる職員
- (5) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員

第2条第2項中「職員以外の者」を「前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者」に、「」が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数と

の差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第2条の4中「第5条の4」を「第5条の3」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に、「及び第6号」を「、第5号及び第7号」に、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」を「45歳(熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第3号に掲げる医療職員給料表の適用を受ける職員(第8条の2第1項第1号において「医療職員」という。)にあつては、50歳)」に改める。

第5条の4を削り、第5条の5を第5条の4とする。

第5条の6中「第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号」に改め、同条を第5条の5とする。

第6条中「及び第5条の4」及び「(消防職員の退職手当の基本額にあつては、第5条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)」を削る。

第6条の2中「(同項の規定の適用を受ける消防職員にあつては、当該額に第5条の4の規定に基づく加算額を加えた額)」を削る。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第6条の5第1項中「(消防職員にあつては、その額から第5条の4に規定する加算額を控除した額)」及び「(消防職員にあつては、その額に第5条の4に規定する加算額を加えた額)」を削る。

第7条第5項中「再任用職員及び」を削り、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第8条の2 第1項第1号中「定年から15年を減じた年齢」を「45歳（医療職員にあつては、50歳）」に改め、同条第2項第10号中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

第10条第1項中「退職手当として」を「、退職手当として」に改め、同条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同

条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第17項中「本条」を「この条」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項から第11項までを4項ずつ繰り上げ、第12項を削り、第13項を第8項とする。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第9項とする。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

12 前2項の規定は、熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例

(令和4年条例第35号)による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号。以下「旧定年条例」という。)第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

13 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第23項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号)附則第14項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。)に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる者(旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年を超えるものに限る。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が年齢60年(旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては、年齢65年)に達する

日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「年齢60年（旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者にあっては、年齢65年）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が年齢60年（旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者にあっては、年齢65年）に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第4条の改正規定（同条第1項第1号に係る部分を除く。）、第5条の改正規定（同条第1項第1号及び第2項に係る部分を除く。）、第5条の3の改正規定（「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に、「及び第6号」を「、第5号及び第7号」に改める部分に限る。）、第5条の6の改正規定（「第

4条第1項第2号及び第5条第1項第5号」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号」に改める部分に限る。）、第7条の改正規定、同条の次に見出し及び2条を加える改正規定、第8条の2第2項第10号の改正規定並びに第10条の改正規定（同条第2項及び第11項に係る部分を除く。）並びに附則第14項の改正規定（「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに次項、附則第5項及び第6項の規定 公布の日

- (2) 第2条第2項の改正規定（「」が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める部分に限る。）並びに第10条第2項及び第11項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和4年10月1日

- 2 この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する新条例第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。
- 4 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 5 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 6 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整

備に関する条例（令和元年条例第14号）附則第3項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

- 7 当分の間、新条例附則第10項から第17項までの適用を受ける職員に対する熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成7年条例第50号。以下この項において「平成7年改正条例」という。）附則第5項から第8項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成7年改正条例附則第5項	この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）	新条例
	新条例第3条から第5条の3まで	新条例第3条から第5条の3まで及び附則第10項から第17項まで
平成7年改正条例附則第6項	前項	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第37号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第7項の規定により読み替えられた前項
平成7年改正条例附則第7項	新条例第5条の2	新条例第5条の2及び附則第13項
平成7年改正条例附則第8項	新条例第5条	新条例第5条又は附則第11項
	附則第5項	令和4年改正条例附則第7項の規定により読み替えられた附則第5項

（熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改

正する。

附則第5項中「（新条例第5条の4に規定する消防職員にあつては、当該額に新条例第5条の4に規定する加算額を加算した額（当該加算した額が当該消防職員の給料月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額））」を削る。

- 9 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「（旧条例第5条の3に規定する消防職員にあつては、当該額に旧条例第5条の3に規定する加算額を加算した額（当該加算した額が当該消防職員の給料月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額））」を削り、「第5条の4」を「第5条の3」に改める。

- 10 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「第5条の4」を「第5条の3」に改める。

条 例 第 3 8 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 6 3 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 熊本市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 39 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号アからウまで以外の部分を次のように改める。

非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

第 2 条第 4 号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児

休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める事由に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第15条の表中第3条第4項の項を削り、第4条第1項、第2項及び第4項の項中「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)」に、第15条第2項第2号の項及び第26条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の表中第4条第4項の項を削り、第5条第1項、第2項及び第4項の項中「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)」に改める。

第22条の2の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則中第10項を第12項とし、第6項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の見出し及び2項を加える。

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

6 育児短時間勤務職員に対する一般職給与条例附則第23項又は教育職給与条例附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第23項又

は教育職給与条例附則第14項の規定の適用を受ける場合における第19条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第6項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第10条、第15条、第16条、第22条の2、第23条及び第24条の改正規定並びに附則の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 熊本市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第42号）附則第3項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第44号）附則第3項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員であって地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務をしているものについて準用する。
- 4 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第23条第2号及び第24条第1項の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

条 例 第 4 0 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第3項」を加え、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（この項の規定により繰り越されたものを除く。）」を削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であって当該年の前年から繰り越さ

れたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。

第19条中「短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第3号の改正規定及び同条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項、第3条、第4条第2項、第11条第1項第1号及び第19条の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項の規定を適用する。

（熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の一部改正）

- 4 熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例（平成30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、前項の規定による改正後の熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例第9条第1項の適用については、同項の定年前三任用短時間勤務職員とみなす。

条 例 第 4 1 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により採用されている職員を除く。）」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を加え、同項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 熊本市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例第 2 条の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号中「定めて任用されている職員」とあるのは、「定めて任用されている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用されている職員を除く。）」とする。

条 例 第 4 2 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

- 4 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第4条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「「100分の100」を「「100分の100」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第26条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第2項中「第9条」を「第4条、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第2項中「以下」を「第31条第2項第1号及び第2号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例）

23 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第26項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第35号）の規定による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 熊本市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を

含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

- (4) 熊本市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

25 附則第9項、第19項、第20項、第21項又は熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年条例第8号。以下「平成23年改正条例」という。)附則第7項の規定による給料を支給される職員に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは、「応じた額と附則第9項、第19項、第20項、第21項又は平成23年改正条例附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第28項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第23項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第26項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところによ

り、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第 2 6 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 2 3 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 2 3 項から前項までに定めるもののほか、附則第 2 3 項の規定による給料月額、附則第 2 6 項の規定による給料その他附則第 2 3 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 190,300	円 213,800	円 257,100	円 276,600	円 291,400	円 318,500	円 381,600	円 433,000

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 190,300	円 213,800	円 257,100	円 276,600	円 291,400	円 318,500	円 381,600	円 433,000

別表第 4 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 4 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 1 5 条第 2 項、第 2 1 条第 2 項及び第 2 6 条第 2 項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 3 0 条第 3 項の規定を適用する。
- 7 改正後の条例第 3 1 条第 1 項の職員に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号及び第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再

任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。

- 8 改正後の条例第 4 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条（医療職員給料表の適用を受ける職員に係る部分に限る。）、第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 10 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

条 例 第 4 3 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

条 例 第 44 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 4 条第 4 項を次のように改める。

- 4 定年前三任用短時間勤務職員の給料月額、当該定年前三任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前三任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前三任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前三任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条第 2 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外）

第 5 条の 2 前条の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。

第 7 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第 8 条第 1 項中「この条」を「この項から第 3 項まで」に、「その者」を「当該職

員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例）

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 熊本市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附

則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 338,800	円 415,200

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 225, 200	円 271, 100	円 298, 100	円 331, 900	円 405, 200

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 2 条第 1 号及び第 6 条第 3 項において準用する熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）第 2 6 条第 2 項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 5 条の 2、第 7 条第 3 項及び第 1 6 条第 3 項の規定を適用する。
- 7 改正後の条例第 8 条第 1 項の職員に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号及び第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。
- 8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

条 例 第 4 5 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和 4 6 年条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この項において」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

- 3 教育職給与条例附則第 1 6 項、第 1 8 項又は第 1 9 項の規定による給料を支給される職員に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職給与条例附則第 1 6 項、第 1 8 項又は第 1 9 項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 6 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 2 0 年条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第 2 7 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第 2 条第 1 項中「及び同法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時

間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、同条例第27条第1項中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

条例第47号

令和4年9月30日

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「有する者」の次に「（以下「所有者等」という。）」を加え、「、当該環境保護地区」を「当該環境保護地区」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 第8条第1項の保護協定の締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

第7条第1項中「所有者、管理者又はその他の権限を有する者（以下「所有者等」という。）」を「所有者等」に改める。

第27条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 48 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第 17 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第 2 条第 1 項中「及び同法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任

用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」と、同条例第 1 7 条第 1 項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」とする。

条 例 第 4 9 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和 6 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表弓道場の項使用料の欄 2 個人使用料の表中

「
南部総合
スポーツ
センター
植木弓道
場
」
を
「
南部総合
スポーツ
センター
城南総合
スポーツ
センター
植木弓道
場
」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（熊本市都市公園条例の一部改正）

- 2 熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 弓道場の項使用料の欄 2 個人使用料の表備考第 3 項中「の弓道場並びに南部総合スポーツセンターの弓道場」を「、南部総合スポーツセンター及び城南総合スポーツセンターの弓道場」に改める。

（熊本市総合体育館・青年会館条例の一部改正）

- 3 熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和 6 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のよう

に改正する。

別表1 総合体育館使用料(2)一部使用料の表備考第7項中「及び南部総合スポーツセンター」を「、南部総合スポーツセンター及び城南総合スポーツセンター」に改める。

条 例 第 5 0 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市景観審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市景観審議会条例の一部を改正する条例

熊本市景観審議会条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第7条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に、当該特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、学識経験を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

5 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

6 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

7 第4条（第1項を除く。）及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 5 1 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号ア中「の規定による一時保護又は」を「に規定する一時保護、」に、「の規定による保護」を「に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 3 条第 1 項に規定する母子生活支援施設における保護」に、「もの」を「者」に改め、同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所（売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）に規定する婦人相談所をいう。）又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。エにおいて同じ。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者

第 8 条第 1 項中「する者」を「するもの」に改める。

第 2 条 熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ウ中「婦人相談所（売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）に規定する婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）に規定する女性相談支援センター）」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施

行する。

条 例 第 52 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第 16 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第 2 条中「及び同法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤

務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」と、同条例第 1 6 条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」とする。

条 例 第 53 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市手数料条例(昭和 25 年告示第 20 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「第 5 号」とあるのは「第 5 号、第 10 号」と、「200 円」とあるのは「10 円」とする。

第 2 条 熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

規 則

規則第49号

令和4年9月30日

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「環境保護地区指定（変更・解除）案通知書（様式第1号）」を「環境保護地区指定（変更・解除）案に係る通知書を交付すること」に改める。

第4条中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第5条第3号を削る。

第6条中「（様式第3号）」を削る。

第7条中「（様式第4号）」を削る。

第10条第2項中「は、」の次に「当該所有者等から」を加え、「（様式第5号）による」を「の提出を受ける」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第2号」に改める。

第11条中「（様式第7号）」を削る。

第13条第1号中「（様式第8号）」を削り、同条第2号中「宅地造成における緑に関する申請書（様式第9号）」を「宅地造成に関する工事に伴う緑に関する申請書」に改める。

第14条第1項中「環境保護地区指定交付金申請書（様式第10号）」を「環境保護地区指定交付金申請書を」に改め、「（様式第11号）」を削り、同条第2項中「（様式第12号）」を削る。

第15条中「様式第9号」を「様式第3号」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第4条関係）」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号から様式第5号までを削る。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第10条関係）」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第7号から様式第12号までを削る。

様式第13号中「様式第13号」を「様式第13号（第15条関係）」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第50号

令和4年9月30日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「その者」を「当該業務職員」に改める。

別表第1中「133,700」を「138,900」に、「134,500」を「139,400」に、「135,300」を「139,900」に、「136,200」を「140,400」に、「137,100」を「140,900」に、「138,100」を「141,400」に、「139,100」を「141,900」に、「140,100」を「142,400」に、「141,100」を「142,900」に、「142,100」を「143,400」に、「143,100」を「143,900」に、「144,100」を「144,500」に改める。

第2条 熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として採用された業務職員の給料月額、別表第1業務職員給料表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該業務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該業務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附則中第 10 項を第 12 項とし、第 9 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

(60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の業務職員に係る給料の特例)

10 当分の間、業務職員の給料月額、当該業務職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該業務職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 2 条第 2 項の規定により当該業務職員の属する職務の級及び第 3 条から第 4 条の 2 までの規定により当該業務職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員に該当する業務職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 熊本市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 27 号)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員(同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 199,400	円 208,300	円 229,900	円 250,700	円 282,100

附 則

(施行期日)

1 この規則中第 1 条の規定は令和 4 年 10 月 1 日から、第 2 条及び次項から附則第 6 項までの規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定再任用業務職員及び暫定再任用短時間勤務業務職員の給与の特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により暫定再任用職員として採用された業務職員(以下「暫定再任用業務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用業務職員がこの規則による改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則(以下「改

- 正後の規則」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として採用された業務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則別表第1業務職員給料表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用業務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用業務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により暫定再任用短時間勤務職員として採用された業務職員(以下「暫定再任用短時間勤務業務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務業務職員が改正後の規則第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として採用された業務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則別表第1業務職員給料表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務業務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務業務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、暫定再任用業務職員の給与にあつては熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)の別表第2行政職員給料表の適用を受ける暫定再任用職員の、暫定再任用短時間勤務業務職員の給与にあつては同表の適用を受ける暫定再任用短時間勤務職員の例による。
- (細則)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

規 則 第 51 号

令和 4 年 9 月 30 日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「133, 700」を「138, 900」に、「134, 500」を「139, 400」に、「135, 300」を「139, 900」に、「136, 200」を「140, 400」に、「137, 100」を「140, 900」に、「138, 100」を「141, 400」に、「139, 100」を「141, 900」に、「140, 100」を「142, 400」に、「141, 100」を「143, 000」に、「142, 100」を「143, 500」に、「143, 100」を「144, 000」に、「144, 100」を「144, 500」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

規則第52号

令和4年9月30日

熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則

熊本市長職務代理者の順序に関する規則（昭和50年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「がともに事故」を「にともに事故」に改め、本則に次の2号を加える。

- (4) 熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）第1条の規定により置かれる組織（都市政策研究所を除く。）の長又は中央区長、東区長、西区長、南区長若しくは北区長
- (5) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）別表第2行政職員給料表の職務の級が8級の職（危機管理監を除く。）

本則を第1条とし、同条に見出しとして「（市長職務代理者の順序）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（該当者が2人以上いる場合における市長職務代理者）

第2条 前条の場合において、同条第4号又は第5号に掲げる職にある職員が2人以上いるときは、次に掲げる職員が市長の職務を代理する。

- (1) 前条各号に掲げる職に在職した期間を通算した期間が最も長い職員
- (2) 生年月日が最も早い職員（前号に掲げる職員が2人以上いる場合に限る。）
- (3) くじで定めた職員（前号に掲げる職員が2人以上いる場合に限る。）

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

規則第53号

令和4年9月30日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則(平成8年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第13項を削り、同条中第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、同条第16項中「、アジア・太平洋水サミット推進室」を削り、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、第19項を第18項とする。

別表(6)環境局の表環境推進部の部水保全課の項事務分掌の欄第9号中「関係機関等との連絡調整」を「アジア・太平洋水サミット」に改め、同欄第10号中「アジア・太平洋水サミット推進室(室)」を「関係機関等との連絡調整」に改め、同部アジア・太平洋水サミット推進室(室)の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(熊本市物品会計規則の一部改正)

- 2 熊本市物品会計規則(昭和40年規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表環境局の部環境推進部の款水保全課の項を削る。

訓 令

訓 令 第 6 号

令和 4 年 9 月 3 0 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「アジア・太平洋水サミット推進室」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

公 告

公告第682号

令和4年10月4日

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項の特定空家等であると認められる建築物（以下「本件建築物」という。）について、その所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）を確認することができないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 本件建築物の所在等

所在 熊本市中央区坪井5丁目317番

用途 住宅

2 所有者が行うべき措置

（1）本件建築物等を除却すること

（2）本件建築物の内部又はその敷地に残地されている動産等（以下「動産等」という。）を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること

（3）本件建築物等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること

3 措置の期限

令和4年（2022）年11月18日

4 略式代執行

期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、本件建築物を除却する。

5 本件建築物の内部又はその敷地に残地されている動産等の取扱い

市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部空家対策課

電話（直通） 096-328-2514